

日本法令外国語訳推進会議の設置について

平成 21 年 4 月 1 日
法務省大臣官房司法法制部
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 7 月 1 日一部改正
平成 23 年 9 月 1 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 10 月 1 日一部改正
平成 25 年 3 月 1 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 1 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 5 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 6 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正

- 1 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議の設置について」（平成 17 年 1 月 27 日関係省庁申合せ）5 の規定に基づき、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備に関する事項につき専門的検討を行うため、日本法令外国語訳推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議の構成員は、別紙に掲げる有識者とする。ただし、法務省大臣官房司法法制部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 3 推進会議に座長を置く。座長は、推進会議の構成員で法務省大臣官房司法法制部長の指名する者とする。
- 4 座長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 推進会議の庶務は、法務省大臣官房司法法制部において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、法務省大臣官房司法法制部長が定める。

(別 紙)

日本法令外国語訳推進会議構成員

- 阿 部 博 友 一橋大学名誉教授・名古屋商科大学ビジネススクール教授
- キャサリン・マリー・オコーネル
外国法事務弁護士
- 杉 浦 保 友 日本大学大学院法務研究科客員教授（イングランド・ウェールズ弁護士（Solicitor））
- 田 澤 元 章 専修大学法学部教授
- 田 中 優 子 弁護士、E Y新日本有限責任監査法人
- 津 田 顕一郎 弁護士、あおい法律事務所
- 寺 田 麻 佑 国際基督教大学教養学部アーツ・サイエンス学科上級准教授
- 長 崎 玲 弁護士、シティユーワ法律事務所
- 中 田 裕 子 東京大学大学院法学政治学研究科トランスナショナルロー特任助教
- 仲 谷 栄一郎 弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
- 浜 辺 陽一郎 青山学院大学法学部教授（弁護士、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック）
- ネルス・クリスチャン・ハンセン
外国法事務弁護士
- 坂 野 維 子 弁護士、奥野総合法律事務所・外国法共同事業
- 平 野 温 郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 星 周一郎 東京都立大学法学部教授
- 松 井 敦 子 弁護士、森・濱田松本法律事務所
- 松 本 甚之助 弁護士、三宅坂総合法律事務所
- 萬 澤 陽 子 筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻・准教授
- 森 下 哲 朗 上智大学法科大学院教授
- 柳 生 一 成 広島修道大学国際コミュニティ学部教授
- キャロル・ローソン 東京大学大学院法学政治学研究科准教授